

2011年4月14日 全2頁

外債の償還・為替差損益の税務上の取扱い

資本市場調査部 制度調査課
鳥毛 拓馬

[要約]

- 国税庁の質疑応答事例（国税当局において納税者からの照会に対して回答した事例等のうち、他の納税者の参考となるもの）に、「外貨建債券が償還された場合の償還差益及び為替差損益の取扱い」が掲載されている。
- この質疑応答事例において、国税庁は、外貨建債券の購入金額と償還金額が外貨ベースで同額であり、かつ、円転しないケースにおいて、償還差益は発生しないとしている。
- 上記の外貨ベースの償還差益が発生しないケースにおいて、購入金額と償還金額をそれぞれ円換算すると差額（為替差損益）が発生している場合、その差額は評価差額に過ぎないため、所得として認識する必要はないとしている。なお、外貨ベースの償還差益が発生し、かつ、円転していないケースの取扱いは明確にされていない。

○国税庁の質疑応答事例（国税当局において納税者からの照会に対して回答した事例等のうち、他の納税者の参考となるもの）には、「外貨建債券が償還された場合の償還差益及び為替差損益の取扱い」¹が掲載されている。

○具体的には、1万ドルで購入した米ドル建ての債券が同額の米ドルで償還された場合（円転しない）、1万ドルを満期時の為替レートと購入時の為替レートでそれぞれ円換算し、その差額を償還差益または為替差益として認識する必要があるか、という照会に対する回答である。

●照会事例

- 購入時のレート・・・1ドル=100円（円からドルへの交換と債券の取得は同日）
- 払出時のレート・・・1ドル=120円
- 差益・・・(120円-100円)×1万ドル=20万円

○この照会に対して、国税庁は、公社債の償還差益は、償還金額がその発行価額を超える場合のその差益

¹ <http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shotoku/02/12.htm>

であることから、外貨建債券の償還によって生ずる償還差益とは、外貨ベースでの償還差益であるとしている。

- したがって、購入金額と償還金額が外貨ベースで同額であり、かつ、円転しない場合には、償還差益は発生しないとしている。
 - 上記のケースで、購入金額と償還金額をそれぞれ円換算すると差額（為替差損益）が発生している場合においても、券面に表示された金額（元本相当額）と同じ金額が同一の外国通貨で支払われる場合の為替差損益は、単に債券購入時の円換算額と償還時の円換算額の評価差額にすぎず、同一の外国通貨である限り、所得として認識する必要はないとしている。
 - この点については、外貨建の割引債または割引発行の利付債のその元本部分（発行価額）に係る為替差損益についても同様であるとしている。
- 上記の質疑応答事例は、外貨ベースで償還差益が発生しない場合である。償還金額が購入金額を超え、外貨ベースで償還差益が発生する場合（円転しない）については回答していない。ただし、質疑応答事例の回答要旨では、「償還時の為替レートで円換算した金額が雑所得の収入金額になると解されます」としている。すなわち、為替差損益も含めて償還差益（雑所得）として課税されるものと推察される。もっとも、この点については税務署・税理士に確認して判断する必要がある。